

場合に、学術会議にそのような決議や建議があるという事は非常に後ろだてになりまして、それをわれわれは特に援用していただいております。ただ、しばしばあるのであります。ただ、そういう学術会議の大筋の大きな活躍に對して、正規の学術会議の行為とはまた言ひ切れない委員会とか、あるいは一分科会その研究集会という程度のもので、新聞にたまたま報道されまして、それが学術会議の意思であるかのごとく報道されておるのは、これは遺憾なものであります。たとえばコールド・ホール設置の問題にいたしましても、あるいは先般の宇宙開発の研究集会にいたしましても、あれはその委員会に決議したとか、部会で決定したということではないのであります。研究集会でいろいろな人が自分の考えを述べ合ったという程度のことでありまして、学術会議としての考えではないのであります。それが新聞でたまたま学術会議の意思決定のごとく報道されておるのを世人は誤解していると私は思っています。正規にそういう形で総会の意思で定めたことに対しては、われわれは非常な謙虚な立場に立って、あとうり限りの趣旨を尊重していかしていく決心であります。矢嶋委員から御指摘になりましたことは、そういう研究集会のことや何かのことが非常に多いのではないかと思います。が、實質的にはいろいろなことで政府と学術会議とは相協力して日本の科学技術行政向上のために努力していると思し上げます。そのように私たちがいたす決心であります。

○矢嶋三義君 長官の意見を承った結果、私は先般、会長の和達先生がお見えになったから、いい機会だからお二人そろったところで一つ伺つてみようと思つたんですけれども、時間がなかつたからあの絶好のチャンスに和達会長の意向も承ることができなかったんですが、今の日本学術会議の内部にも問題があると思つております。しかし、それは会長がおられないからさうおいて、本日本での経過等から見て、政府は日本学術会議を煙たがっている傾向が僕には若干あると思つておる。確かに政府の発表される、あるいは実行されるこの科学政策に批判的な意見がよく学術会議で出されます。これは私は当然だと思つておる。そういう論に對しては謙虚に、政治家にしても行政官にしても、耳を傾けなければならぬと思つておる。しかし、そういう傾向が非常にときどき強いので、それで煙たがられる傾向がある。このことを私はいけぬと思つておる。で、長官に重ねて伺いますが、長官として、今の日本学術会議というものをましますこの法の趣旨にのっとつてその使命が果たされるように強化推進して、そしてその意向というものを行政に反映するよう十分尊重していくといふ、こういうお考えでおられると、かように了承してよろしゅうございませうか。

果、私は先般、会長の和達先生がお見えになったから、いい機会だからお二人そろったところで一つ伺つてみようと思つたんですけれども、時間がなかつたからあの絶好のチャンスに和達会長の意向も承ることができなかったんですが、今の日本学術会議の内部にも問題があると思つております。しかし、それは会長がおられないからさうおいて、本日本での経過等から見て、政府は日本学術会議を煙たがっている傾向が僕には若干あると思つておる。確かに政府の発表される、あるいは実行されるこの科学政策に批判的な意見がよく学術会議で出されます。これは私は当然だと思つておる。そういう論に對しては謙虚に、政治家にしても行政官にしても、耳を傾けなければならぬと思つておる。しかし、そういう傾向が非常にときどき強いので、それで煙たがられる傾向がある。このことを私はいけぬと思つておる。で、長官に重ねて伺いますが、長官として、今の日本学術会議というものをましますこの法の趣旨にのっとつてその使命が果たされるように強化推進して、そしてその意向というものを行政に反映するよう十分尊重していくといふ、こういうお考えでおられると、かように了承してよろしゅうございませうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) そのように御了承いただいたのでございます。先般、科学技術会議との関係ですが、これはおそろしく私が委員会を休んでいたときに若干論じられたと思つておる。けれども、この点、長官、ちよつと逃げられないと思つておる。あなたの方、意識するところないにかかわらず、今あなたの方の関心事というものは、日本学術会議の意向、動向よりも科学技術会議の方にずつと重点が移つて、もうこの科学技術会議さえあればいいわけだ、日本学術会議というものは非常にあなたの方の関心から遠ざかつていっていると思つておる。實際上、これが科学技術会議をこしらえる場合に、一番論じられたところなんです。これが発足してからその運用を見ますと、ほとんど科学技術会議、これはまあ関係の方が五人入つておられる、それが中心になつておるわけですが、そして若干学術会議の会員を専門部会に入れ、あるいは法によつて学術会議の会長を議員に入れると、そういう形だけ一応作つておられますが、それであつても、その日本学術会議の縮刷版、それに行政府の關係が五人入つておられる。そこで、この日本の科学技術行政を企画推進していく、これに重点を置くといつても、ある角度から言へば、日本学術会議は全くたな上げされた形になつておる。たとえば科学政策の十年計画というものを策定されました。こういうのも日本学術会議へ当然諮問され、やられるべきものですが、さうでなくして科学技術会議でやつてしまつておられます。こういう場合は、日本学術会議といふものは諮問を受けない、たな上げになつておる。それでは、科学技術会議には学術会議の会長が入つておるから、十分意向が反映しているかといふと、さうでもない。それから、若干学術会議の会員が専門部会に入つておられますけれども、日本学術会議の意向といふものは、反映していません。よく論じられるところですが、科学技術会議には秘密を守る義務が課されておる。だから、日本学術会議の会長は、議員として入るには入つておられるけれども、この案件は秘密だと、こういうことになれば、それを学術会議の会長は日本学術会議の皆さんに諮ることもできないし、単に会長として、議員である個人の意見しか出すことができない。だから、日本学術会議と科学技術会議との關係といふものは、決してうまくいっていない。科学技術会議の発足によつて、日本学術会議は全くたな上げされたような形、こういう声は学界にあるわけなんです。私もそのことは、ごもつともだと思つておる。この運営から見ましても、先ほどの日本学術会議に對するお考え方といふものは、言葉だけで、實際の面では、宇宙開発問題にいたしましても、または原子力開発の方面にいたしましても、あるいは一般の科学技術の政策の推進方策についても、日本学術会議の意向というものはあまり重く取り上げられない。それが實際行政面に反映して参る面が、従来以上に私は影が薄くなつたような感じがする。そういう立場でこの日本学術会議は、今重要な関頭といふべきか、危機といふものですか、そういうものに立たされておられる、こういう見方を私はするわけなんです。ちよつと二、三日前も、たしか東京新聞にそういうことが投書されておりましたが、私はあの記事を見て、全く同感だと、よくこういう編集を見たわけなんです。かように私はあの記事感を持っておられるか、お答え願ひたいと思つておる。

○国務大臣(中曾根康弘君) 学術会議には、学術会議の機能と職分がございまして、また、科学技術会議には、科学技術会議の機能と職分がございまして、両方車の両輪のように相補つていくべきものだと思つておる。学術会議が科学技術会議の仕事を全部やろうと思つると、これは無理なところがございまして。たとえば、学術会議の方々は数百人といふ方が全国に散らばつておるわけでございます。非常勤でありまして、年に一回か二回總會に出るだけでございます。さういふ方々にいろいろな専門的なことをきめていただくといつても、わずかな時間の總會できめることはなかなかできないわけがあります。科学技術会議には、常勤の委員が二人ございまして、いろいろ部会を作つてやつておるわけでありまして、さういふわけで、学術会議には学術会議の機能の限度といふものがある。と私は思つておる。そこで、今十年計画をたつたならば作つておられますが、総合部会とか、あるいは研究開発部会とか、人材養成部会とか、いろいろ計画を作つておられます。それでは、みな学術会議のそれぞれの対応すべき部門の方々に入つてきていただいております。また、各部門の主査同士が集まつておられます連絡部会といふものも特に設けてありまして、常時交流できるようにしてあります。さうして大体科学技術会議の方でいろいろ考へたり、案を作つたりする場合には、それを学術会議の方に提示して意見を求め、いいか悪いか判定してもらつたり、さういふ形で来ておられます。やはり専任の職員が常時おつてやつておる方がさういふ立場になるのではないかと

○国務大臣(中曾根康弘君) 学術会議には、学術会議の機能と職分がございまして、また、科学技術会議には、科学技術会議の機能と職分がございまして、両方車の両輪のように相補つていくべきものだと思つておる。学術会議が科学技術会議の仕事を全部やろうと思つると、これは無理なところがございまして。たとえば、学術会議の方々は数百人といふ方が全国に散らばつておるわけでございます。非常勤でありまして、年に一回か二回總會に出るだけでございます。さういふ方々にいろいろな専門的なことをきめていただくといつても、わずかな時間の總會できめることはなかなかできないわけがあります。科学技術会議には、常勤の委員が二人ございまして、いろいろ部会を作つてやつておるわけでありまして、さういふわけで、学術会議には学術会議の機能の限度といふものがある。と私は思つておる。そこで、今十年計画をたつたならば作つておられますが、総合部会とか、あるいは研究開発部会とか、人材養成部会とか、いろいろ計画を作つておられます。それでは、みな学術会議のそれぞれの対応すべき部門の方々に入つてきていただいております。また、各部門の主査同士が集まつておられます連絡部会といふものも特に設けてありまして、常時交流できるようにしてあります。さうして大体科学技術会議の方でいろいろ考へたり、案を作つたりする場合には、それを学術会議の方に提示して意見を求め、いいか悪いか判定してもらつたり、さういふ形で来ておられます。やはり専任の職員が常時おつてやつておる方がさういふ立場になるのではないかと

と思います。学術会議の方は、大体そういう考え方で批判したりアドバイスしたりする方が大せいおられる学術会議としては、考えられる立場ではないかと思ひます。そういう意味の連絡は、私は軌道に乗っておると思ひますが、ただ、新聞にときどき出ますことは、何とか委員会、何とか委員会という委員会の研究集会の発言が、政府に採用されるかされないかということなんであります。あれは学術会議の意見ではないのであります。また、その委員会の意見でもないものであります。委員会がこういう意見が出ましたというので、採決をとったことでもなければ、委員会として決定したことでもないわけです。ただ、ばらばらに出てきた発言を新聞があたかも学術会議の意見のように書くから、そういうふうにとられるのであります。学術会議の意見ではないと私は思つております。従ひまして、学術会議としてそういういろいろな問題についてわれわれの方へ申し出になるならば、やはり委員会としての意見をきめていただき、あるいは学術会議の総会に諮つていただいで、われわれの方へお申し出いただければ、われわれは十分それを参考に、して再検討する立場にあるわけでありませう。そういう考えで今前者の閣を運行しておるのであります。

で、長官の申されることも全部が全部間違つていないわけですが、あなたのおっしゃられる通りでもない、私は考えるわけです。で、少し具体的に申し上げますが少なくともこの日本学術会議法の第一章の第一条、第二条、これ読んでみますと、この法の通りに学術会議を遇しているとは、どうも考えられないです。ちよつと参考に大事なところを讀んでみますと、第一条の2に「日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄とする。」3に「日本学術会議に關する經費は、国庫の負担とする。」しかしこの今の機構、定員、予算等、科学政策を推進せよならぬ世界情勢からくる日本の立場からいって、とても重視したような点はいささかもないです。それから第二条に「日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として」云々、「行政、産業及び國民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。」すいぶんりっぱなことが書かれておるわけですが、これ、こゝろが實際面、非常に軽視されて參つておる。その結果がどういふ点に現れてきておるか、私一番心配する点は、最近、これは若干臆測が入りますが、心配される点は、かなり有力な人が学術會議に立候補しないで辞退する傾向がちよつと出てきています。ちよつと私は推測しますと、日本学術會議に席を置いて、そして意見を出してないにしても一向影響力を反映していかないという、行政面には、そんな回りくどいことをするよりは、科学技術會議の議員なり、あるの面からやつた方が實際に自分の意見が反映していくという、私は学者みず

から日本学術會議を軽視し、それから言葉は適當じゃないかしらないうが、逃れず、こゝろが傾向が日本の学界に若干干つたところではないか、これは学者並びに日本学術會議の内部にも問題がありますが、そういう風潮、傾向が出てくるような日本学術會議の取り扱ひ方、それから科学技術會議の運用の仕方、そういうところに私は問題があると思ひます。かように、この点を一番懸念しているわけですが、長官どう考えられるか。よく例として出されるわけですが、御承知のように、英國に科学政策審議會というのがある。こゝろが言わないうが、科学技術會議を運用するにあつては、英國の科学政策審議會、このよつた運営のされ方をされるのが適當じゃないか。かなりトップ・レベルであるという点においては、英國のそれと日本の科学技術會議とは、いすれもトップ・レベルですけれども、その構成も、それから運営も著しく違ふと思ひます。それで、日本の今のなんでいいますと、どうしても、産業人の意見というものが先に、非常に影響力を及ぼすと思ひます。それから、政党、政治家の見解というものが大きな影響力を持ち、それが先行していくと思ひます。これは、場合によつて、危険を伴うし、また場合によつて、これは伸びがないと思ひます。そういう点では、英國の科学政策審議會のよくなあんな機構、運用というものがいいのじゃないか、そういう点は、やはり心すべきではないか、かように私は基本問題として考えておりますので、長官の御所見を承りたいと思ひます。

○國務大臣(中曾根康弘君) われわれ政党内の意見や何かが伸びがないというところは事実だろうと思ひます。またあ、お互いがお互いの専門分野を尊重し合ふなければ、國は発展いたさないと思ひますので、学術上あるいは科学技術上の問題につきましては、あつたり限り学者の意見は取り上げるように努力して参りたいと思ひます。ただ、学術會議には一部に批判がありまして、その批判というのは、選挙法にあるわけでありませう。学者の値打ちというものをあつたり膨大な投票を集めた形ではたして判定して、それが学術會議として学界を代表するよつた人が選ばれるかどうかという疑問が、学術會議の内部にも実はありまして、選挙法に關する委員会もたしかできておつたと思ひます。ところが、これがなかなか改正されない模様になっておるようですが、一部のそういう批判からそういう委員会ができておるのだからと思ひますが、その辺に一つの問題点があるのではないかと、私は外部から推測しておるのであります。しかし、これは学術會議内部の問題ですから、われわれども、一つの批判としてはわれわれはそれを許すまじく頭の中に入れておるわけでありませう。英國の科学政策審議會のよくなあんな機構、運用というものがいいのじゃないか、かように私は心すべきではないか、かように私は基本問題として考えておりますので、長官の御所見を承りたいと思ひます。

も、あるいは國際学界との連携にいたしまして、われわれの目に見えないところで非常に大きな活躍を實際はいたしております。そういう面はますます活発にしていただくように努力をいたしまして、制度でも万全な制度というものはないわけでありませうから、学術會議の内部においても、常任不斯ふるわないうことがあつたらば、そこにとどこに原因があるか、選挙法なりその他かかるべきところへ、いろいろ御研さんなすつていただきたい。しかし、われわれといたしましては、専門分野の御意見については十分謙虚にこれを拜聴して、いい意見は行政に取り入れるように、誠心誠意努力して参るつもりであります。

○矢嶋三義君 その大臣の答弁を私は信頼して、今後の動向を見守つて参りたいと思ひます。

そこで次に伺ひますが、この宇宙開發あるいは原子力關係の場合でも常に共通している問題は、その学界と行政の面でも対立している問題は、もう少し基礎を固めよう、独走するなと、地ごしらえが大事だと、この点だと思ひます。昨年この日本学術會議も、これは初めてだと思ひますが、基礎科学白書というものを第一集を出されましたが、相当充実したものをいただきましたが、あつたり見解に對しては、長官はどういふふうにとつておられますか。また、昭和三十五年度の予算案編成なり、あるいは予算の執行にあつて、あつたり意見をどういふふうで反映していかれるか、この点を伺ひたいと思ひます。

機にペンタゴンあたりでは相当論ぜられて、その戦略変更のきざしも出てくる、かように判断するのですがね。もうちょっと具体的に言いますと、一部新聞にも報せられていますが、米のペンタゴンでは、あのソビエトのロケットの精度からいうならば、大体五メガトンくらいな核弾頭を自分の希望するところに正確にぶち込んで大体的に到達せられるのではないかと。だから、アメリカとしてはそのソビエトのICBM、しかも核弾頭をつけたそういうものの直接的な攻撃を受け、おびやかされる懸念はあまり持っていない。かされただけでも、あれを契機にその点に非常に心配をした。その結果というものが、欧州諸国に対して、アメリカの原子力法改正までして、原子兵器を今までアメリカが管理して供与していなかった核弾頭等を、西欧の同盟諸国に供与するというような大きな政策転換に踏み切る事態を招いて参ったと思うのです。だからそういう点では、長官少し認識を誤られているのではないかと、かように思うのですが、その見解を聞きましよう。もしあなたのような見解に立ちますと、やはり岸さんじゃないが、力を持たねばならない。そういう力を背景に、場合によると、国家権力の発動をやらう、そういうことを肯定する立場において日本の外交政策、国防政策を推し進めて参るといふことになる、非常に危険でもあるし、その方向に日本の科学技術行政、原子力行政というものが、いやおうなしに向かわせられるという懸念があるわけでありまして、そういう立場、あそこ一問ありますが、きょうの質問の最終段階に所見を承っているわけですが、

○国務大臣(中曾根康弘君) 矢嶋委員の御質問が、原子力における発達ということでごさいますから、原子力においてはアメリカの方が発達しているというふうには私はお答え申し上げませんが、ロケットにおいては、これはロケットの推力とか、あるいは誘導装置等は、ソ連はやはり世界一の水準に立っているのではないかと思います。原子力とロケットとは、おの別の部門があるように思います。日本といましては、原子力基本法の存する限り、法の命ずるところに従って、明瞭にその目的に従って善処する決心でございます。

○矢嶋三義君 最後に、これは直接あなたの所管ではないんですが、岸内閣の国務大臣として関係もあるから、科学技術の担当の大臣の窓口から所見を承っておきたいと思うのですが、それは、例のFX、ロッキードF104Jの問題ですが、科学技術面を担当する大臣として、その窓口からどう見られているかというあなたの本心を私は聞きたいのですが、場合によれば速記をとめてもいいと思うのですがね。私は、これはもう本気であらう交換公文の取りかわし、やがて行なわれる細目取りきめの調印、こういふものが間違っているとかから思っているものですが、ね。もう交換公文は調印されたというのです、これからは閣議にかかるといふのです、あなたも署名される一人なんです、この署名を一つ、あなた、阻止してもらえないかと思うのですが、先ほど、原子力の平和利用、日本は原子力基本法があるからそれで、しかしアメリカの、あるいはソ連の、

の、英国もそうでしょう、今それをフランスが追っかけていっているように、そういう国の原子力問題と、それからロケット、ミサイル問題というものは、全部きわめて密接に結びついて、しかも、それは兵器の開発と軍の装備と全く同心一体でその政策は推し進められているわけですね。その開発進展のテンポというものは、われわれの想像を絶するものです。で、日本が、国民の血税で、今後どういふ政策をとるかとは別として、かりに今、岸さんがお考えになつていらっしゃる政策をとるにしても、ああいうロッキードのF104Jを、ああいう内容で、ああいう条件で、国内生産をするという交換公文の取りきめ、それから細目取りきめというものは、私は誤った政策だ、これは何年か、あるいは一年かもしませんが、あるいは、おそれれば五年かかると、私も、その時間的経過を、得れば、私の所論が間違っておったかどうかというところは、はっきり答えて出でくると思うのですが、少なくとも、科学の動向に若干の関心を持つている者から、その窓口から見ますと、私は、時宜に適した適切な政策、国費の支出計画などはどうも思えないのですがね。岸内閣では最も科学方面に教養と経験と見識を持たれ、しかも、今、当該担当責任大臣になつておられる科学技術庁長官のあなたで、この専門の窓口から見られたときに、岸内閣の閣僚の一人ではありますけれども、どういふ御所見を持って、大臣としてそれに署名されるべきに、どういふ御所見を持っておられるのか、かように私は思っています。

で何うと、ほんとうのことが聞かされるかと思うのですが、きょうは私はあまり責任を追及しませんから、かどばらないところで、必要があれば速記をとめてもいいですから、ちよつと伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 一國の防衛力というものは、やはりその國の立地条件とか、あるいは周囲の環境、力等を考へて相対的にきめらるべきものであると思ひます。日本の防衛力というものにつきましては、科学が一番進んでいる西ドイツでさえもロッキードを採用しているというところを見ますと、ああいう程度のものを日本の防衛力として採用するということは、必要やむを得ないと私は考へます。科学技術はやはり一挙に進むことはできないので、諸般の積み上げの上でできていくものと考へますので、やはりロッキードの採用のようなこと、次へ進む一つの科学上の開発という面から見ても、一つの一里づかにはなるだろうと思つておられます。

○矢嶋三義君 おかしいな。どうも了解しかねるのですよ。

○山本伊三郎君 それじゃ、本案の決定する前に一つ、本案の原子力委員の二名増員ということについて納得するために、二、三長官並びに関係当局に質問したいと思ひます。まず第一に、原子力委員がもうすでに四名は決定されて今やっておられますが、今回、二名増員される選定の基準と申しますか、どういふ基準、方法で選ばれますか、この点、私はお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 原子力行政もここ五年ばかりでさらに視野を

くいたしまして、われわれが気がついていないような多様な面にわたつて着実に発展させる必要がある段階になりました。そういう意味から、なるだけ国際性のある、また、専門の分野に実際に実力を持つておられる権威者に入つていただきまして、政策の内容をさらに充実していきたいと思つておるわけでありまして、今、特に弱く思われるところは、たとえ物理の部門とか、あるいは燃料関係とか、あるいは法律関係というよりな点がございまして、そういう点を考慮いたしまして人材を得るようになりたいと思つておられます。

○山本伊三郎君 この原子力委員の性格ですが、私の理解する範囲においては、原子力行政の大体運営の衝に当たると思ふのです。委員会とか審議会とか、たくさんありますが、大体原子力委員会とか公安委員会のように、単に諮問とかをいろいろものでなくして、中曾根長官が委員長になつて、おそらく原子力行政についてのいわゆるこの行政権も持つておる委員会だと思ふのですが、その点間違ひであるかどうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 原子力委員会は、重要政策を審議決定するというまでは書いてありますが、それを執行するということは書いてない。従ひまして、これはいわゆる行政委員会ではございません、広義における諮問機関の一つであると思つておられます。

○山本伊三郎君 まあしかし、特殊な部門における委員会ですから、他の審議会とか委員会と違つて、相当まあ私は実質的の権限があると思ふ。他のしろ

七

ますから、この委員会で決定したことを、おそらく閣議で、まあ政治上の問題があれば別として、一応決定したものはきわめて重く尊重されると思うのです。そういう意味からいって、できるだけ数は少なくてもいいと思うのです。まあしかし非常に専門部門が広いのでございますから、今長官の言われたように、そういう増員という点もやむを得ないかとも思いますけれども、まあ現在ここに四名おられておりますが、まあ書類で調べたらいいのでございますが、幸い長官がおられますから石川、有澤、兼重、木原、こういう方々の大体専門部門をちよつとお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(中曾根康弘君) まず石川委員は経済計画というより、主として財政経済関係、なお石川委員は昔は東大の助教をしておりまして化学の学者でもあります。それから兼重委員は機械の専門家でありまして東大生産技術研究所の所長、第二工學部長等もおやりになった方でありまして、それからまた学術会議の会長もしております、それらの連絡等も兼重委員がやっております。それから有沢委員はこれは経済が専門でございますが、大法法律関係を受け持っております、まして損害賠償法案等については、非常に御尽力いただきました。それから木原委員は放射線遺伝の権威者でございます、大体放射線関係を扱っておりますわけです。

○山本伊三郎君 まあこの増加の二名については、一応そういう物理とか他の分野の人を選んでやられるようでございますが、おそらく原子力委員会にあらゆる部門を網羅しようと思つて

も、それはおそらく委員では無理だと、それがために専門部会というものが設けられて百数十名の者がその専門に当たつておるので、主としてこれは原子力行政の政府に対するきわめて強い協力態勢をとる委員会だと思つておられるのではないかと思つておられます。そこでもう一つお尋ねしておきますが、将来こういう広い分野であるからというので、委員をまたまた増員し得るような傾向にあるものであつかうか、この点一つ聞いておきたいと思つておきます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 原子力委員は、もうこれ以上ふやす意思はございません。

○山本伊三郎君 それじゃその次にまた移りますが、先ほどの矢嶋委員の、長官の答弁の中で、現在日本の科学者が非常に冷遇されておる。大学総長の給与は戦前は大学院の院長の給与と要するに一緒であったが、非常に落ちておる。こういうことで、これは中曾根長官個人として考えておるのだが、将来といひますか、近い将来に相当これを引き上げたいという希望があるらしいですが、これはもう数年前から岸総理もいろいろとこういう点に触れられておると、日本の科学者の冷遇されておることを指摘されておると思うのですが、なかなか実現しない。先ほど長官は、きわめてわれわれとしていい答弁をされたのですが、さらに實際問題として、要するに国立大学の総長といふなどもやはり公務員としての身分でくくられてしまふ。給与ということになると、ますますその簡単にいかない。それが非常に自信のあることを言われ

ましたが、確認する意味において、来年度においてこれが少なくともこれが完全な満足するよきな、実現は別として、一歩前進するよきな形になり得るかどうか、閣僚の一人としてちよつと伺つておきたい。

○国務大臣(中曾根康弘君) その方向に努力をいたしております。でき得べくんば人事院勧告というのは、一つの基準になりますから、人事院勧告を出す際に、その点特に作業してもらつてよろしく、今後とも努力いたします。

○山本伊三郎君 これはいわゆる大学といへども、小学といへども、これはすべて教育関係の公務員として扱われておる現状なんです。従つて相当これが科学技術庁の長官としてそういう意思のあることは十分わかるのですが、はたしてそれが現実の交渉になつてくると、文部当局から相当問題が出て来ると思ふ。従つてそういう意思が文部当局にそういう意思が今まで通じておるかどうか。話し合ひされておつた過程があるかどうか、その点ちよつとお聞きしておきます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 科学技術会議の運営会議でそういうことを内定いたしました、それに基づいて私は浅井総裁に会つたものでございまして、文部当局にもちろん通じてございまして。

この点につきましては、今日言われたその実がやがてこれが現実に現われてくるように、一つ努力を願いたいと思ふ。

これに関連して知りたいのは、私立大学の問題についても恩給がないから、そういう退職後の問題で考えたいと言われておりますが、これはまた今問題よりもつとむずかしい問題が介在してくると思ふ。具体的方法として、私立大学はまあ現在学校法人としていろいろやられておりますが、それにはまあすでに私の調べたところによりまして、私学では学校でいろいろ共済制度があるんですが、これに対して補助金を与えるというんですか、その点一つ今言われた答弁の要旨が聞こえなかつたんですが、その点もう一度。

○国務大臣(中曾根康弘君) 私学は大学の大きさ等によつて非常にまちまちでありまして、教授の給与なども非常に高低水準、違ふようであります。しかし平均して言えることは、退職後の年金保障が非常にほしい。こういう希望は、各大学とも平均して言われます。そこでそういう共済組合の制度があるようでありますから、国家がそこへ補助をいたしまして、私学の大学教授の身分保障を手伝つてやるようにしたいと、こういう考えであります。

○山本伊三郎君 長官、まあそういう非常にいいことを言われますが、なかなかその学校というものは、私学はたくさんあるんです。しかも長官が言われるのは、主として科学、理工関係のものを一応の構想に描いて話をされておると思ふ。

うじゃありません。これは両方です。○山本伊三郎君 そうすると、なかなか広範に考えなくてはならぬ問題が出て来る。それが今簡単に補助を与えるなんて言われますが、また予算編成の中では、その簡単に私はいければけつこうですが、問題が出て来ると思ふ。しかも初めてそういう措置ですから、なかなか閣議でも長官は相当閣議で実力者だと聞いておられますけれども、なかなかこの問題がそう簡単にいけばけつこうですが、その点についてはまあ自信と申しますか、見通しと申しますか、おそらく来年度からそういう額においてのまあ差が、満足する程度によりましておられますか、一歩前進するかどうか、その点もう一べん聞いておきたい。

○国務大臣(中曾根康弘君) こういう考え方は、私学の側にもございまして、私学当局からの陳情も承つたことでもございまして。そうしてそれは正しいことであると思つておるので、全力を尽くしてその実現に邁進するのみであります。

○山本伊三郎君 この問題でこういうことを言うのは、答弁してもらえればけつこうであります。閣僚の一人として聞いておいてもらいたいと思つておるのですが、私学の問題が出ましたが、きわめて今日私学、ことに大学の私学は非常に入学する場合にも、きわめてこの理屈の通らん寄付金を取つて入学させておる。これも陰に陽にやはりそういう教授の待遇なんかに影響しておると思ふ。従つて、私はそういう広い意味から実は質問をしておつたんでありますが、今日の私学の状態といふことは、嘆かわしい状態にあるといふこと

用ということをやっておられることはわかっているが、原子力を研究されている過程において、かつてあの大東亜戦争のときに、広島あるいは長崎に日本が初めて原子爆弾を落とされたのですが、常識的に学者の雑誌なんか読むと、今日、水爆など二十倍あるいは百倍といわれているが、ほんとうに科学者としての研究の過程において、その当時から、これは正確に答弁できるかどうかは別として、どの程度の原子力の発展と申しますか、あの広島の子爆弾と比較してどの程度まで発達しているか、その点どうですか。もしここで答弁できなければ、いずれ科学技術庁としてその専門の方に聞いてもらって、文書で答弁してもらってけっこうですから、その点だけ。

○政府委員(法貴四郎君) 原子爆弾に関するお話だと思っておりますが、爆弾のことは、われわれの方はあまり調べておりませんので、正確な資料は持っておりません。また、水爆等に関しましていろいろ推測は行なわれておりますけれども、正確な資料も一切発表されておられません。しかし、広島、長崎以来もうすでに十五年を経過しておりますので、その間に水爆等を中心としてずいぶん原子爆弾の技術も発達していることをごさいますから、当然、効力的に数百倍以上の効力のある爆弾が現実には保有されているということは考えてよろしいと思っております。しかし、もしもその効力等について、もう少し科学的な根拠資料がほしいというふうなお話でございますが、これは正確なこととはつかめな

とも秘密にしていると思っておりますけれども、そういうものを作ることは、もちろんこれは禁止してわれわれは問題ないのですけれども、そういうものを科学技術庁として、そういう情報をとるということとは別といたしまして、研究しておく必要があると思っております。それが平和利用に対する逆の意味において一つの価値があると思っております。方々へ行くといろいろ雑誌なんかで、その爆弾の脅威を言われておりますが、国民はただそういうものを漫然と知っているだけです。従って科学技術庁という名のつく以上は、そういうものも、入手しにくいけれども、現在のいわゆる水爆と称するものはこういう威力のあるものであるということも、一つくらいはやはり研究しておく必要もあるのじゃないかと思っております。ここで答弁は求めませんが、そういう点を一つ長官にお伝え願いたい、かように思います。

○委員長(中野文門君) 速記を止めて。〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) 速記を起こして下さい。

他に御発言もなければ、本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) 御異議ないと思われ、さよう決定いたします。

本案に対する討論採決は、これを次回に行ないます。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) 速記を起こして下さい。

○委員長(中野文門君) 次に、行政管

理庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に続いて質疑を行ないます。政府側出席の方々は、益谷行政管理庁長官、山口行政管理庁長官、山口行政管理庁長官の方々にあります。御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いします。

○横川正市君 行政管理庁設置法の第六条によって置かれております行政審議会の内容からちよっとお聞きしたいと思っておりますが、この内閣委員会では行管の所管の審議に入りますと、必ず高効率な行政組織というものが、必ず方について、これは党派を離れて各委員から意見があるわけでありまして、そこで私はその意見の大半を占めておるのは、行政管理庁の行政審議の結果として少なくとも現行運営されておるいろいろな意味で機構が幅狭しておつたり、あるいは機構そのものが期待に反して動いておらなかつたりするような点の指摘が非常に多いと思っております。そういう観点から、この六条によって置かれております行政審議会の運営についてまずお伺いしたいと思います。この行政審議会は長官の諮問に応じて国の行政の改善をはかることを目的として置かれておるわけでありまして、今までにこの長官の諮問に就いてどのような改善策を行政審議会が出され、同時にそれをいかによりに行政管理庁としては実施をしてきたか、そのことについてお尋ねをいたしたいと思っております。

○政府委員(山口西君) ただいままで第五次の審議会になっております。従

来行政審議会はそのときに問題になりました行政機構の改革、あるいは行政運営の改善等の問題を取り上げまして審議いたしておりますが、それぞれの審議会において答申いたしましたものにつきましては、さらにそれを尊重いたしまして政府側で具体案を作つて遂次実施に移して参つております。現在までその実施の状況につきましては、大体答申の線に沿つて大部分が実現いたしておりますけれども、中にはまだ答申の線を具体的に政府部内で検討いたしました結果、意見調整ができませんために実施していないものが一部ございます。しかし目をかけても、だんだんと行政審議会の答申は尊重して実現していくように努力いたしております。なおただいま第五次の審議会を構成しておりますが、これにつきましてはまだ答申は出ておりませんが、これは当面の重要行政機構の改革の問題、あるいは運営の問題につきましては目下審議されております。第三次までの答申につきましては、先ほど申し上げましたように、大部分が実現いたしておりますので、第四次に引き続きましてはまだ未実施の分がございます。第四次の答申は二つに分かれております。第一の部分は国民年金制度を作るにあたりまして、その実施体制をどうするかということでございます。これは三十三年の十二月に答申がございまして、その答申の線に沿つて三十一国会に法案を出しまして実現いたしております。

それから第二番目の問題、答申につきましては、これは三十四年の一月に答申があつたわけでございますが、この内容は機構の点と運営の点に大別されております。機構の点につきましては、人事行政機構の問題、それから内政中央機構の問題、それから港灣行政の機構の問題でございます。これは人事行政機構の問題はたゞいまその取り扱いにつきまして審議中でございまして、大よそ今国会に提出できる見込で検討しております。

それから内政中央機構につきましては、その趣旨を尊重いたしまして、答申と同じ結果にはなりませんでしたが、けれども、その趣旨を尊重いたしまして自治庁の設置法一部改正案としまして、自治省を設置する内容で今国会に提出されておるわけでございます。

それから港灣行政につきましては、これは機構もございまして、運営の改善によつて相当目的を達し得る部分がございますので、関係省庁間で協議をいたしております。運営改善によつてできる部分は、すみやかに改善したいということで協議をいたしております。機構の点につきましては、まだいろいろ問題がございまして意見調整が十分にできておりませんので、法案にまでいく段階になっておりません。それから運営の問題につきましては、これは三十四年の七月に閣議決定をいたしまして答申のありました線に沿つて実施をするという方針をきめて、各省でそれぞれ具体的な方法は講じておられるわけでございますが、実は運営の問題につきましては、これは将来の取り扱いの問題でございます。これは一べんに解決するという事柄でありまして、その実施の状況を随時今後監察等の方法によつて吟味していくという考え方で、行政管理庁の監察局の

方できような方針を立てております。

それからなお審議会の問題につきま
して、できるだけこれを整理するよう
に御意見と、それから、委員の
中に公務員が相当入っているものがあ
るので、これは審議会等の趣旨から見
てできるだけ少なくするようにという
ような答申がございましたが、審議会
におきましては閣議決定で審議会類似
のものを作っておりましたけれども、
これはやりやわしいので、今後敢にそ
れはやらぬという事と、それから
そういう閣議決定に基づいたものにつ
きましては廃止をしていくという方針
を立てて、逐次実施いたして参りまし
た。大部分がすでに解決してござい
ますが、なお一つだけ、廃止の方針は
まっとうしておりますけれども、いろ
ろ取り扱っている問題の関係で、し
ばらく置いておくというものが一件
ございす。それから廃止をします問題に
つきましては、これは現在審議してい
る事項がございまして、諮問が出てい
るとかいろいろの状況で全部はまだ決
しておりません。中には、あるいは答
申にございましてけれども、廃止する
ことができないということになるもの
もあるかもしれません、それらの点
についてもなお関係の各省で検討し
ております。しかし、できるだけ行政審
議会の答申の趣旨は尊重してやってい
きたいということで、行政管理庁とい
ましては各省を奮励している次第
でございます。

○横川正市君 私はいまその審議の初
めとしては、審議会の出されたものが
どういふふうな処理されたかという問
題とは、これは前段と後段に分けて考
えたいと思うのです。なぜかという

行政審議会そのものの運営がわれわれ
はどうも期待するような運営になつて
おられないのじゃないか、そういう面か
らちょっとこの審議会の名簿をもち
たわけですけれども、この名簿に出
ている中で私どもの知っている限りで
は、相当これは重任をされている人た
ちがたたくさんおるわけですね。たと
えは富士鉄の永野重雄さんなんとい
う人になれば、これはおそろく相当な職務
を、会社経営その他で重復しているの
じゃないかと思われわけです。それ
から田上穂治さん、一橋大学の人の
仕事をたたくさん持っている。それ
から王子製紙の金子佐一郎さん。これは私
は、今の日本の行政機構というものは、
行政管理庁というりっぱな役所がある
にもかかわらず、この役所では手にお
えないくらいに広がっているのだ、そ
れで一説には、役人というのほとんど
ん自分が手下をふやしたがって仕方が
ないのだ、こういうことを与党の人た
ちの中にも非常に積極的に言う人がい
るのに、依然としてこの行政機構は広
がる一方である。私は先般もこのこと
について、行政機構が広がるというこ
とは、需要に応じて事務処理をする人
間が広がるので、そういう意味での正
当なものならば当然これは認めるべき
であつて、それを役人を一人もふやす
のはいやだ、反対だということである
ことは、これは不合理なことだとい
う一応の弁明をいたす面も、これは私
の考え方の中にあるわけでありませ
んけれども、しかし一般的にいって、この
機構そのものについては相当本質的に
メスを入れていいのではないかと
点があるというふうな私どもは考

わけです。それがあつてもかかわらず、
もう何年来行政機構についてはまたも
広がりが、またも広がりで、一国会があれ
ば、たとえば審議会のようなものはその
の国会に五つも六つも、十も十五もふ
えていってしまつて、そして収拾のつ
かないような状態だ。またかて、今
度はその委員会、審議会を持った各省
における委員の任命なんということに
なりますと、これはだれが見たつてびつ
くりするような重任の人たちが平気で
任命をされておる。そうすると審議会
を置いたときの趣旨とそれからその内
容で、実際の運営という事になりま
すと、全然逆な形が出てきています。こ
ういつた面も非常にたたくさんあるわけ
ですけれども、そういう面から見ると、そ
の最も管理庁長官の諮問機関として動
くべきはずの行政審議会というものが
それ自体を、実は私どもは一つメスを入
れてみないとこれはいかぬのじゃない
か、こういうふうな考えてきよるも名
簿をとって見ますと、これが大へんな
ものです。今井さんもこれは非常にた
たくさん仕事を持っている、佐藤さん
仕事を持っている、これじゃおそろく
私は行政審議会というのを、このあれ
で見ると、委員の任期は一年これは年
何回開くようになっていっているのですか
ね。こういうふうな審議会では、とう
ていわれわれが何回か指摘し、おそら
くまあ野党一致してこれじゃあいか
ぬと言っているのにこたえて、すつき
りした答えを出せる機構ではないん
じゃないかと、こう考えるわけなん
ですが、そういう点でまず私たちとして
は質問したい。もちろん第二段とし
ては、今山口さんの答弁されたよう

な、まあ現行ある審議会であつても、
出しました答申について実施は一体ど
うしているのか、これは中身の問題で
すから、不十分であつても、出された
ものについては当然行政管理庁として
実施をするのがあたりまえであります
から、その点を追及したいと思つた
のであります。前段の問題で問題になつ
ております審議会そのものの運営、ある
いは委員の任命、こういう点について
は、これ以上考へられないという理由が
あるならば、これはいたし方ありません
が、何らかの改善の処置があるなら
ば、これでもいいとか悪いとかという意
見をお持ちでありましたし、また委
員の任期は一年でありますから、かえ
るとすればこれは当然かえられる時期
というものはあるわけなんでありま
す。そういう意味合いで、私はこの運
営をそれ自体に、一つ行管としてどう
考へておるか、これをお聞きしたい
と思つたのです。

○政府委員(山口西君) 行政審議会の
運営につきましては、まず委員の人選
でございますが、これは問題が行政の
基本的な問題で、非常に困難な問題で
ございまして、その適任者を得ると
いうことにつきましては、歴代の長官
が特に非常に頭を悩ましておるので
ございまして、現在までのところは、と
もかく各方面の一流の方々をお集まり
いたしておりまして、この委員の方
々を中心といたしまして、それに各
省がそれぞれ専門的立場で協力をし
て参っております。審議会はどうして
も、非常に広範な行政の内部のことが
一人では十分にかかるといふような方
々はなかなか得がたいものでござい
ますから、勢いそういう専門的なことにつ

きましては、それぞれの所管の省庁か
ら専門家にお願いいたしまして、協力
するといふ体制でございまして、そ
れから非常にお忙しい方が多いとい
うのは、御指摘の通りでございます。や
はり人選にあたりましては、なるべく
ならば十分余裕のある方々がいいわけ
でございますけれども、しかしそれよ
りも重要なことは、やはり内容的に十
分この問題に取り組んでいただけるよ
うな学識経験をお持ちの方々とい
ふことになりまして、場合によつては
相当お忙しい方であつても、特別に
いをして出たいたたくという方々もあ
るわけでございます。そこで現在まで
の会議をどういふふうな開催してお
るかということでございますが、これは
総会とそれから小委員会をやっており
ます。総会は現在の審議状況では月
一べんずつやっておりますが、その間
に特に細部にわたつての検討をするよ
うな事項につきましては、特にその点
についての適任の方々を数名お願い
いたしまして、そして小委員会でもや
っております。これはその事案によつて
いろいろに開くかということは一
定しておりませんけれども、週に二回
ぐらいやつた例もございまして、週に
一べん、あるいは隔週というふうなこ
ともございまして、それはそのときに審
議されておられます事務の難易、また、急
ぐかあまり急がないとか、いろいろな
状況を加味し、さらに調査等をす
る場合には、そういう期間をも考慮し
てやっておりますが、現在までの審
議会の各委員の方々はきわめて御熱心
でありまして、休んで出られないとい
ふようなことは、病氣その他でないこ
とでございますけれども、非常に精勵

きましては、それぞれの所管の省庁か
ら専門家にお願いいたしまして、協力
するといふ体制でございまして、そ
れから非常にお忙しい方が多いとい
うのは、御指摘の通りでございます。や
はり人選にあたりましては、なるべく
ならば十分余裕のある方々がいいわけ
でございますけれども、しかしそれよ
りも重要なことは、やはり内容的に十
分この問題に取り組んでいただけるよ
うな学識経験をお持ちの方々とい
ふことになりまして、場合によつては
相当お忙しい方であつても、特別に
いをして出たいたたくという方々もあ
るわけでございます。そこで現在まで
の会議をどういふふうな開催してお
るかということでございますが、これは
総会とそれから小委員会をやっており
ます。総会は現在の審議状況では月
一べんずつやっておりますが、その間
に特に細部にわたつての検討をするよ
うな事項につきましては、特にその点
についての適任の方々を数名お願い
いたしまして、そして小委員会でもや
っております。これはその事案によつて
いろいろに開くかということは一
定しておりませんけれども、週に二回
ぐらいやつた例もございまして、週に
一べん、あるいは隔週というふうなこ
ともございまして、それはそのときに審
議されておられます事務の難易、また、急
ぐかあまり急がないとか、いろいろな
状況を加味し、さらに調査等をす
る場合には、そういう期間をも考慮し
てやっておりますが、現在までの審
議会の各委員の方々はきわめて御熱心
でありまして、休んで出られないとい
ふようなことは、病氣その他でないこ
とでございますけれども、非常に精勵

してやっていたらお喜びです、特に支障があるようには感じておりません。

○横川正市君 任命した側ですから、おそらく支障ありませんというよりなことは容弁できない。私は結果から見ると、実際上の人選にもっと斬新な人を入れたらどうかと思ふのです。そこで、こういふ二十名近い人が任命されておりますが、この人たちの中で、委員に任命されたいと希望する人は、行政機構について独自の立場から意見を發表して欲しいという人、こういふ人が何人かいるはずですが、委員の中のだれとだれですか。

○政府委員(山口西君) 審議会でもほとんど全部の方が発言をしておられますが、特にそのうちのどなたが発言する、ということではございませぬが、ほとんど全部の委員の方々が御熱心に取り組んでやっていたら、お喜びです。

○横川正市君 そうではなくて、委員に任命されたら、たとえば私に意見を問われれば、私は私の知っている限りで御返事いたしますという意味で、他動的に動かされるのではなくて、みずから行政機構を専門的にやっています。ないし自分の仕事と関連して行政機構に対して意見を持っている、こういふことで問われる、問われないということは別問題として、日本の今の行政機構に対して独自の意見を持っておられた人、ないしはそういふことの中に含まれておられますか。たとえば選挙のとき、あの人はこういふ意見を吐いておられた、あるいはどういふ系統の勉強

をやっておられたからベテランとしてどうか、あの経験はどうだったからどうか、おそらく選挙についてはものさしをあててそうして選挙されたのだと思ふのですが、自主的に自分から行政機構についてこういふ意見を持っているという人は、どうもほかの審議会もそうなんです。どうもほかの審議会に入っていないので、そういふ審議会に、やはり肩書きが幾つかある人、その人は肩書きが他にも幾つもの目をつけて審議会に入れる。しかも、その人は肩書きが他にも幾つもの目をつけてどうにも動きがとれない、そういう有名な人だけをすくって、どうもその委員の任命というものが、どうも目について仕方がないのです。こういふ行政機構なんというものは、これは本来ならば、たとえば行政管理局の主宰する各行政部門を担当しておられる人たちの局長会議とか、あるいは部長会議とか、あるいは課長会議とかというような話し合いの中で、まあ権限とかセクトを離れて話のできるような人たちが集まってやれば、合理的なすつきりしたものができる。それからもう一つは、もちろんこの中にも入ってあります。うに、各職能的な、職域的な立場に立つて仕事をする場合の行政機構との関係から意見を述べられる人、こういふふうりに集まった人たちが今の行政制度の行政運営はどうだとか、監察の結果報告されたものはどうするかというふうなことでの審議会にあずかってきわめて良識的な意見を出す、それを実際上の行管としての行政運営に乗せていくと、こういふことになるのだから、思いますが、そういう面から最も大切なベテランとして行政部門に独自に意見を發表したとか、独自の立場で意見

を持っておるとか、あるいは人たちがはたして入っておるかどうか、こういふ点をお聞きしておるわけなんです。それにはたまたま大蔵省出身の今井さんが適任でございませぬ、ということになるのか。私は、今井さんなんかの場合には、おそらく六十くらいいろいろ兼職してあるのじゃありませんか、質屋の会長さんとか何のあれだといつて非常にたくさんな仕事を持っている人だと思ふのであります。それでなしに、こんな有名な人でもなくとも、行政関係でいろいろ検討されている人がいるのじゃないか、こういふふうに思ふのです。それから、田辺彌治という人は自民党さんの委員か何かで、再軍備、安保賛成の旗頭になっておられるのじゃないかと思ふのですが、こういふ人がベテランだ、こういふふうになるのかどうか。そういふ点も、もう少し専門的に、行政機構なら行政機構について意見を述べた人がこの中に入ってきて、この審議会を動かしたらどうか、こういふふうには思ふので、そういふ点から、そういふふうに入っておられるのか、それをお聞きしてはいるわけでありませぬ。

○政府委員(山口西君) 専門的に行政機構の改革について特に研究しておる、入っておられます。学者の方々は、これは十分に行政機構の問題を研究されておるベテランとして、一般にも認められておるところでございませぬ、従来いろいろ行政管理局としましてはこれらの方々の御意見を伺って参つてきておられます。事情から見ても、非常に適任であるということをお願いをしておるわけでありませぬ。

な、お、実は先ほど御質問になりました各界の代表という考えは、行政審議会の委員を選挙する際にはあまり考慮しておりません。むしろ、個人的に十分な学識経験を持つておられる方という点で選考いたしておる次第でございませぬ。それは委員の数が少ないので、しかも行政機構全般、機構だけでなく運営の問題もあるわけでありませぬ。そういう広範な問題についてそれぞれ関係するところは非常に多いわけでありませぬ。それらの代表的な考えでおいでいただくというよりは、やりかねております。そのことから、その従来の学識経験という点に重点を置いて選考いたしておる次第でございませぬ。

行政機構につきましてどういふ方が積極的に発言をされるかということもございませぬ、これは私も見ておられます。ところが、特にどなたと言われないうら、それぞれ立場から行政機構というものは、かなり各委員の方々が批判的に見ておられます。非常に積極的な御発言がございませぬ。従来みずから官庁機構の中におられた方も、ございませぬ、また官庁と非常に密接な業務を持つておられる方にも、ございませぬ、そういう面でもいろいろ貴重な御意見を出しておられます。なお、機構だけでなくて運営の改善ということが、行政管理局といたしましては非常に重要な項目になっておられます。で、実はその方面のベテランという意味で事務管理等に特に経験、学識を持つておられるような方々も選考し、さらに、最近では行政事務の中に機械化

なければならぬ段階になっておりますので、そういう方面について十分学識のある方も選考しているわけでありませぬ。

○横川正市君 具体的にそれじゃ一つ聞きますが、富士製鉄の永野重雄さんという人は、これはどういふ経歴を認められておられると、どういふことになったのですか。

○政府委員(山口西君) 永野先生は、かつて安定本部の副長官をしたことでもございませぬ、そういう面から経済行政機構については非常に御承知になっておられます。また、それらの機構、運営についてのいろいろの御意見も持つておられますので、そういう問題について特に貴重な御発言をしておられます。

ればならないというよりなことを考へておきませぬ。

○横川正市君 まあそうすると、問題は私の勝手には日常国家行政組織法によって組織されております行政機関のあり方、それから審議会その他の設置法をめぐって今まで論議してきた問題、そういうものは必ずしもこれは判断をしてこれはまあ妥当なものであると、それからその人選その他についてもこれはまあ文句はない、こういう立場にはまあ立っておらない。ですから設置法による数多い設置も問題でありますし、端的に言えば、この設置法による審議会の設置というのは、法律によって法律事項でやるのだから、任意で作られたものは法律事項で直すのだという簡単なものではなしに、行政が責任をもってやらなければならぬのを審議会に逃げ込んでないか、あるいは審議会の人選その他からいっても、これはもうそんな結論を望むことは無理じゃないかというより、そういうまあ設置についての不満もあるわけです。ですからそういう点について一体どこでそれじゃ管理監督をするかということ、これはもう行政管理局がやることになるわけですね。そうすると今運営審議会その他行政審議会そのものの運営については満足だという答えを出した。一体、行政管理局はそうすると現在の立場から言えは、きわめて私は不満な運営をしているというところになるし、それからもっと強いことを言えは一体何をしているのだと。ことに運営の万全を期しております審議会からの答申しておるものや、何かについてはきわめて怠慢

じゃないか、もっと積極的にやれないかということになるわけですね。そういう、その点から行政管理局としては現行の行政組織法に基づいての全体の運営については、意見として何かお持ちなのですか。それともこの点をもう完全に運営されておるといふふうにお考えになっておるのですか、その点を一つお伺いしたいと思います。

○政府委員(山口西君) 現地の機構にしまして、行政運営にしまして、これが満足なものであるというふうには考えておりません。ただ、これを改革していくという仕事は、非常に困難な問題でございます。一応方針が立てられまして、それが実現するといふまでには、過去の例から見ましても非常にあらゆる面で困難がございます。そこで答申があれば、すぐにそれが法制化することができるといいますと、やはりそれには政府の方針が決定するまでのいろいろの調査の問題もございまして、さらにそれが国会に提案されてから変わる場合もございまして、行政審議会は一つの基準的な重要な問題について意見を出していただくというところでございまして、すべての仕事をやられるわけではございません。従来出されたものに従って、できるだけその線で実現するように努力して参っておりますが、ただ実際上の困難性が伴っておりまして、すべからず実現はいたして参りません。しかし、時間をかけて答申の線に持っていくように努力はいたして参る次第でございます。

悪く、一般国民から批判をされておるところでございますので、こういうものを改善していくという問題には、基本的な方針は行政審議会等で立てていただきまして、さらにこれを具体的に職場に移動して参るといふ事は、非後に大きな問題でございますし、方針を立てて実現するまでには、かなり細部の検討も必要でございますので、それらを一つのスケジュールをもつて、だんだんと改善していきたいというふうな努力をしております。現在すべて満足かというお尋ねでございますが、満足であるということとは申せませんが、行政審議会等の出された方針に沿って、今後十分努力をいたしていきたいと考えております。

○横川正市君 私はこの行政審議会は、今管理局長の言より満足すべきものであるというふうには、どうも思えないわけで、次回までにちょっと資料を出していただきたいと思っております。審議委員の名簿とそれから経歴と兼職兼業の内容、それから審議会の今までの日程と、それから出欠と、それから今までのいろいろな問題が審議会の議題に上ったかという議題、それから答申の内容、こういうものを一つ資料にまとめて次回までに出していただきたい。私はきょうはこれで一応質問を保留いたします。

○政府委員(山口西君) ただいまの資料でございますが、最近の状況はじきにできるかと思っております。これは行政審議会でございますか。

○横川正市君 行政審議会の。

○政府委員(山口西君) あるいは古い

資料は困難かと思えます。最近の状況ならば。

○横川正市君 はい。

○委員(中野文門君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(中野文門君) 速記を起し。

他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。本日の委員会はこれをもって散会いたします。
午後一時五十九分散会

四月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、軍人恩給の加算制復元に関する請願(第一七五七号) (第一七八五号) (第一七九四号) (第一八一四号) (第一八一五号) (第一八八四号) (第一九〇一号)

一、建設省勤務の定員外職員(定員化)に関する請願(第一七五八号) (第一七五九号) (第一七六〇号) (第一七六一号) (第一七六二号) (第一七六三号) (第一七六四号) (第一七六五号) (第一七六六号) (第一七六七号) (第一七六八号) (第一七六九号) (第一七七〇号) (第一七七一号) (第一七七二号) (第一七七三号) (第一七八三三号) (第一七九二号) (第一七九三三号)

一、自治省設備反対に関する請願(第一七七八号) (第一八八〇号) (第一八八一号)

一、文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員(定員化)に関する請願(第一七八四号)

第一七五七号 昭和三十五年四月一日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 滋賀県野州郡守山町議會議長 林惣七
紹介議員 下村 定君

第一七八五号 昭和三十五年四月二日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 滋賀県大上郡多賀町議會議長 野村重三
紹介議員 下村 定君

第一七九四号 昭和三十五年四月四日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 滋賀県蒲生郡安土町議會議長 川村巳之助
紹介議員 下村 定君

第一八一四号 昭和三十五年四月五日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 滋賀県近江八幡市議會議長 寺岡菊次郎
紹介議員 下村 定君

一、文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員(定員化)に関する請願(第一七八四号)

この請願の趣旨は、第一七五七号と同じである。

第一八一五号 昭和三十五年四月五日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 鹿兒島県薩摩郡鶴田村

柏原五、一八三 友清

恭爾外百十九名

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第一七五七号と同じである。

第一八八四号 昭和三十五年四月六日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 滋賀県愛知郡船枝町議会議長 国領金治郎

紹介議員 下村 定君

この請願の趣旨は、第一七五七号と同じである。

第一九〇一号 昭和三十五年四月七日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 滋賀県愛知郡湖東町議会議長 松本利助

紹介議員 下村 定君

この請願の趣旨は、第一七五七号と同じである。

第一七五八号 昭和三十五年四月一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 群馬県高崎市石原町 二、〇三三 林源太郎

外九十九名

紹介議員 最上 英子君

建設省に勤務している臨時職員は、定員内職員と同じ職務内容と責任を分担

し懸念に働いているが、身分保障がなく、その上労働条件が劣悪であるため職務に対する熱意を失なうおそれがあるから、円満に仕事が行なわれるよう、同省勤務の臨時職員の全員を定員化せられたいとの請願。

第一七五九号 昭和三十五年四月一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 東京都品川区大井町ケ 原町一、三〇三 渡辺 茂外七十八名

紹介議員 米田 正文君

この請願の趣旨は、第一七五八号と同じである。

第一七六〇号 昭和三十五年四月一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 千葉県香取郡小見川町 下小堀三五四 荒井稔 外百九十九名

紹介議員 伊能繁次郎君

この請願の趣旨は、第一七五八号と同じである。

第一七六一号 昭和三十五年四月一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 富山県中新川郡立山町 千垣五二五 佐伯直治 外一名

紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第一七五八号と同じである。

第一七六二号 昭和三十五年四月一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 千葉県東葛飾郡関宿町 古布内二八二 田中昇 三外百九十九名

紹介議員 小沢久太郎君

この請願の趣旨は、第一七五八号と同じである。

第一七六三号 昭和三十五年四月一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 岡山県上道郡上道町竹 原一、〇八二 中田博 子外一名

紹介議員 手島 栄君

この請願の趣旨は、第一七五八号と同じである。

第一七六四号 昭和三十五年四月一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 栃木県足利市常盤町二 四 野沢晶江外百九十 九名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第一七五八号と同じである。

第一七六五号 昭和三十五年四月一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(三通)

請願者 栃木県宇都宮市雀宮町 三、〇五一 鈴木教則 外二百九十九名

紹介議員 湯澤三千男君

この請願の趣旨は、第一七五八号と同じである。

第一七六六号 昭和三十五年四月一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(三通)

請願者 岡山県西大寺市西大寺 一、〇二九 小野康男 外二名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第一七五八号と同じである。

第一七六七号 昭和三十五年四月一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(三通)

請願者 茨城県結城市大字林 塚原源次郎外二百九十 九名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一七五八号と同じである。

第一七六八号 昭和三十五年四月一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(三通)

請願者 茨城県水海道市大生郷 町 長島六合男外二百 九十九名

紹介議員 武藤 常介君

この請願の趣旨は、第一七五八号と同じである。

第一七六九号 昭和三十五年四月一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(四通)

請願者 長野県埴科郡戸倉町千 本柳 宮坂千八郎外九 名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一七五八号と同じである。

第一七七三号 昭和三十五年四月一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(十一通)

請願者 新潟県南魚沼郡湯沢町

田村多加子外十名

紹介議員 松野 孝一君

この請願の趣旨は、第一七五八号と同じである。

第一七八三号 昭和三十五年四月二日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(十七通)

請願者 富山県中新川郡立川町

千垣 青木義樹外十六名

紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第一七五八号と同じである。

第一七九二号 昭和三十五年四月四日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(三三通)

請願者 栃木県塩谷郡藤原町川

治 山口政悦外二百九十九名

紹介議員 相馬 助治君

この請願の趣旨は、第一七五八号と同じである。

第一七九三号 昭和三十五年四月四日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(五通)

請願者 長野県松本市石芝町二

四 原寿美雄外四名

紹介議員 棚橋 小虎君

この請願の趣旨は、第一七五八号と同じである。

第一七七九号 昭和三十五年四月一日受理

自治省設置反対に関する請願

請願者 福井市御屋形町八福井

市職員組合内 中島義治

紹介議員 占部 秀男君

政府は第三十四回通常国会に自治庁を自治省に昇格する法案を提出しようとしているが、地方自治は民主政治の基礎として、憲法の定めるところに従い、住民の意志のもとに住民の福祉の向上を目的として運営されるべきであるにもかかわらず、最近の地方自治の現状は、制度的にも財政的にもいくたびか改悪され、教育委員会の公選制廃止、東京都特別区長の任命制実施、町村合併の強制促進、地方財政再建促進法の制定、首都圏案、道州制案等枚挙にいとまのない実情で、このような一連の進

行を背景として、監督官庁である自治庁の権限を増強することは、政府の指揮統制下に地方自治体を完全に緊縛するものであり、旧内務省の復活に通ずるものであるから、国会はこれに反対せられたいとの請願。

第一八八〇号 昭和三十五年四月六日受理

自治省設置反対に関する請願(二通)

請願者 福井県三方郡三方町上

野 宇野玉夫外一名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

第一八八一号 昭和三十五年四月六日受理

自治省設置反対に関する請願(二通)

請願者 福井県坂井郡金津町六

日 羽根宗郎外一名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

第一七八四号 昭和三十五年四月二日受理

文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 兵庫県野市神岡町東

田中 谷幸雄外一名

紹介議員 中野 文門君

請願者らは、姫路城の復元工事の中心となつて働いている現場の技能職員であるが、身分が定員外職員であるため、給与その他の面でいろいろの差別を受け低い賃金に苦しんでいるから、これら定員外職員の切実な要求を入れて文化財保護委員会事務局の定員を現在の四百二十八名から五百八十一名に増員せられたいとの請願。

昭和三十五年四月二十三日印刷

昭和三十五年四月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局